

本會会の組織を衡ることと要す。

第五十條

中央執行委員会は全國大會に於て並次に之より中央執行

第五十一條

中央執行委員会委員長は中央執行委員会議長と兼任す。
中央執行委員会執行委員の職制は中央執行委員会規則に於て之を規定す。
中央執行委員会は各専任部長を兼わしむ。
執行委員として各専任部長を兼わしむ。
一 組織部
二 財政部
三 政治部
四 横断部
五 調査部
六 財政部
七 青年部
八 婦人部
九 前條各部門の細則は中央執行委員会に於て之を規定す。
執行委員は中央執行委員会に於て之を選任す。

第五十二條

地方評議会議決執行委員会は地方評議会議決執行委員会の任務。構成は、地方評議会議決執行委員会に規定す。

第五十三條

地方評議会議決執行委員会の任務。構成は、地方評議会議決執行委員会に規定す。

第五十四條

(C) 産業別聯合会の執行機関
産業別聯合会中央執行委員会、産業別聯合会地方執行委員会に關しては、産業別聯合会規則詳細に規定す。

第五十五條

(D) 組合の執行機関
組合執行委員会に關しては、組合規則詳細に規定す。

第五十六條

(A) 産業別協談会
産業別協談会は、同一産業に属する全國を組合より派遣せらるる協談委員によつて構成す。

第五十七條

産業別協談会は、産業別全國協談会、産業別全國協談会は、若十名の常任委員を任命し、之を執行せしむ。

第五十八條

産業別協談会は、産業別全國協談会の補助機関として、全國協談会の任務の遂行を補助す。

第五十九條

産業別地方協談会は、産業別全國協談会の補助機関として、全國協談会の任務の遂行を補助す。

第六十條

産業別地方協談会は、同一産業に属する各組合より派遣